平成 28 年 7 月 15 日発行第 475 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

7
2016

No.475

天空の花畑（那須塩原市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

2016年
7月号

CONTENTS

1	目次、今月の表紙の一言
2	平成２８年度第２回理事会開催、念願の中小企業の条例が施行
3	なるほど！ザ・契約　第５回開催、財務経理部からのお知らせ
4	総務大臣表彰・日行連会長表彰受賞
5	おじゃましま～す！、申請取次行政書士の動向
6	支局かわら版（那須）
7	支局情報（宇都宮、那須、塩那、小山）
9	木もれび
１０	道楽オヤジ倶楽部
１１	栃木県行政書士会カレンダー（８月）、日行連だより
１２	業務連絡
１３	政連だより（平成２８年度第２回幹事会開催、他）
１５	交差点（運協定期総会、全国女性行政書士交流会）
１６	ユキマサくんが「ゆるキャラグランプリ２０１６」にエントリー
１７	暴力団等排除対策委員会より（周知）
１９	研修会のお知らせ
２２	会員の動き

No.475

今月の表紙

「天空の花畑」

撮影地：那須塩原市　撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

「ハンターマウンテンゆりパーク」は、全国最大級４００万輪のゆり畑です。黄・白・ピンク・赤・オレンジの色鮮やかな約５０種のゆりが３万坪に咲き誇り、緩やかな斜面を彩ります。リフトを降り、約５分登ると人気エリアの「白樺の丘」があり、白樺とゆりのコントラストは見応え十分です。

平成２８年度第２回理事会開催

６月１６日（木）行政書士会館２階会議室にて、平成２８年度第２回理事会が開催された。上程された議案は以下の通り。理事３５名全員出席。

《議案》

議案第１号　平成２８年度事業の具体的推進について

各部において担当理事および専門員において事業計画の詳細を検討したのち、各部部長より具体的推進方法について報告および説明が行われ、可決承認された。

議案第２号　会費の免除申請について

会員から災害に罹災したことにより業務が執り行えないことを理由に免除申請があったため、総務部より説明が行われた後、申出のあった期間中平成２８年４月～６月分を免除する旨、可決承認された。

《報告事項》

（１）日本行政書士会連合会の近況報告
（２）日本行政書士会連合会定時総会
（３）熊本地震義援金について

《支部長との意見交換会》

（１）支部長会からの要望

宇都宮支部の手塚理恵支部長より、支部長会を代表し、市民公開講座におけるテーマおよび名称等について今後検討が必要である旨の要望があった。

上記について市民公開講座の担当部署である広報部を中心に会全体として今後引き続き検討を行っていくよう説明が行われた。

（広報部　松本智美）

念願の中小企業の条例が施行

中小企業の支援業務を所管するグループである第３グループにおいてかねてより県庁に条例化を提案してきた条例が、平成２７年１２月２４日に施行されました。正式名称は「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」です。行政書士とちぎ６月号に県のパンフレットを同封させていただきました。

まだまだ大枠のみの基本条項しか無く、これから各関係機関が連携し振興の為にいかなる取り組みを行っていくかは未知数ですが、第３グループは積極的に今後も、創業会社設立、事業承継、金融機関等の連携について提案していきたいと考えております。

既に条例の下に県主導のとちぎ地域企業応援ネットワークが構成され、５月１９日に全体会議が開催され、第３グループも参加して参りました。記念講演の講話においては、よろず支援拠点全国本部のコーディネーターである立石裕明氏により、金融機関の積極的な融資に際して知的資産を評価していく必要性が説かれておりました。県内の金融機関担当者からも知的資産の評価手法について質問が出ておりました。栃木県内の行政書士による知的資産経営報告書作成が業務として軌道に乗る第一歩と感じました。

※条例内容については、６月号に同封された県のパンフレットをご参照ください。

（業務部第３グループ　久我臣仁）

なるほど！ザ・契約　第５回開催

６月２４日（金）『なるほど！ザ・契約』１０回シリーズの第５回目が開催され、２１名の会員が出席、講師は引き続き宇都宮支部の松岡英彦会員にお願いしました。１０回シリーズの研修も基礎総論から発展しての各種契約書の作成における注意点を含み、相続業務においても必要となる基本知識でもある、『株価の計算の方法』について必要な知識を解説いただきました。

今回は『株式贈与契約書』を例に挙げ、税務知識との関連する内容についての詳細な解説がありました。行政書士として契約書を作成する上で、これらの事を知った上で作成するのと、知らずに作成するのでは価値が違うという事を念頭に置き契約書作成業務を遂行する事は大切なのではないかという内容で、参加した会員も熱心な反応を見せ、質問等を通じてかなり充実した時間になった事と思います。不動産の贈与等に関して不動産の価格を調査する事と同じように、その時点の株価を知ることもまた必要な事であり、業際問題等種々難しい事のある行政書士業務において、各種契約書作成についても幅広い知識を持つ事は業務遂行に対し必要な事であり、それが信頼になるのではないかと解説していました。

次回からの受講も出来ますので、ぜひ多くの会員にこの機会を利用してもらいたいと思います。参加申し込みは『行政書士とちぎ』をご覧ください。

（業務部第５グループ　中三川浩志）

財務経理部からのお知らせ

７月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については７月末日までに７月～９月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

引落し日

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → ７月 27 日（水）

上記以外の方 → ７月 25 日（月）

栃木県行政書士会会則
第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第２期分に該当します。）

第１期分（４月～６月）	→	４月末日
●第２期分（７月～９月）	**→**	**７月末日**
第３期分（１０月～１２月）	→	１０月末日
第４期分（１月～３月）	→	１月末日

総務大臣表彰　受賞　おめでとうございます

行政書士としての永年の功績が称えられ、栃木会から２名が受賞しました。
平成２８年６月23日に日行連総会会場にて表彰状授与式が行われました。

宇都宮支部　金敷　裕会員
　入　会　昭和61年３月１日
　理事歴　日行連理事１期　栃木会副会長１期　栃木会理事２期

栃木支部　青木勇夫会員
　入　会　昭和61年３月31日
　理事歴　栃木会副会長３期　栃木会理事７期

2016年6月23日　平成28年度　総務大臣表彰表彰状授与式　於 シェラトン都ホテル東京
日本行政書士会連合会

左から青木勇夫会員、金敷裕会員

平成２８年度 日行連 会長表彰受賞者一覧

平成２８年６月２３日、日行連総会にて、日行連顕彰規則第３条に基づき、当会の会員が表彰されました。単位会役員としてまたは行政書士としての功績が認められたものです。
誠におめでとうございます。

小山支部	稲葉　昌俊	芳賀支部	秋葉　憲司
宇都宮支部	深見　　史	宇都宮支部	市川　浩一
足利支部	福澤　一夫	塩那支部	佐藤　栄一
栃木支部	松本　　明	栃木支部	野原　　純

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は小山支部の平澤文夫会員の事務所におじゃましました。

氏　名　平澤　文夫（ひらさわ　ふみお）
事務所　平澤行政書士事務所
　　下都賀郡野木町大字友沼８８９番地
入会日　平成２７年１月１５日

○行政書士になったきっかけは？

文学者の外山滋比古の言葉である「忙しく生きて歳を忘れる」という言葉の通り頭と体の動く限りは生涯現役でありたいと思っていました。

県庁を退職し、再雇用という道もありましたが、これまでの経験を活かし生涯現役の生き方を貫ける行政書士の道に、気力が十分なうちに就きたいと考え、幸いにも職歴で行政書士の資格が取れたので登録をしました。

○力を入れている業務は？

県庁に勤めているときに、国際交流協会（ＴＩＡ）の立ち上げ時に、国際交流の仕事に２年間携わっており、そのときの経験を活かし、申請取次業務にかかわっていきたいと思っています。

また、最後の職場として保健、福祉の現場での仕事に携わったこともあり、成年後見分野にも関心があります。

現在は成年後見の制度の転換期であるため、講習等にも出向き情報収集し、行政書士としてどう携わっていけるのかを模索しています。

さらに、人口減少社会の中で、地域の活力が失われていく流れを感じており、地域の中小企業の事業活動のお手伝いが出来ればと思っています。

○趣味は？

スポーツ観戦で、学生のころ野球をやっていたこともあり、高校野球の観戦で球場へも足を運びます。

また、絵画も好きで、先日も国立西洋美術館でカラヴァッジョ展にも行ってきました。

その他にも囲碁、将棋、麻雀等もやります。

○今後の夢は？

現在、国際交流協会等で行政書士が外国人の無料相談を受けている場所は宇都宮や鹿沼など数カ所のみです。

栃木県第２の都市である小山市も潜在的に悩みを抱えている外国人は多くいるはずなので、まずはその窓口を作りたいと思っています。

～インタビューを通して、県庁での経験からくる頼もしさと新しいことを始めようとするエネルギーが感じられました。

また、麻雀も大好きとのことなので念願の小山支部麻雀大会開催にまた一歩近づいた気がします。

お忙しい中お時間を作っていただきありがとうございました。

平澤会員のますますのご活躍とご健勝をお祈りいたします。

（小山支局長　野村泰紀）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（６月）	３名
更新申出（６月）	３名
有効期限切れ（５月末）による減少	１名
申請取次行政書士（６月末現在）	１０８名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
　次回の予約締切日：７月２９日（金）　受付日：８月１０日（水）時間は予約時に案内します。
※更新の書類締切は毎月１５日です。
　詳細は、会のホームページー会員専用ページー各種データー事務局関連　をご覧ください。

支局かわら版

芭蕉の里くろばね　紫陽花まつり

那須支部

雨が多い梅雨の季節。梅雨の花といえば紫陽花ということで、大田原市で開催中の「芭蕉の里くろばね　紫陽花まつり」を紹介させて頂きます。

大田原市の黒羽エリア（旧黒羽町）は、松尾芭蕉が奥の細道の旅の中で最も長く滞在（１４日）し、 数々の句を残したことから「芭蕉の里」と呼ばれています。会場近くには芭蕉の館という資料館もあり、あちこちに芭蕉の句碑が見られます。

メインとなる会場は黒羽城址公園とその周辺地域となります。約６０００株の紫陽花がところ狭しと花を咲かせ、一面を青、白、紫、桃、緑のモザイク模様に染め上げます。

様々な色がある紫陽花ですが、色の違いをご存じでしょうか？まず、白色種と有色種に分かれ、有色種については土壌のＰＨ値の影響で、酸性土壌なら青くなり、アルカリ性土壌なら赤になります。紫陽花祭りの会場ではＰＨ値の管理がされており、年々景観が変わっていくところも魅力の一つです。

夜間（午後７時～９時）にはライトアップが行われ、夜でも紫陽花を楽しめます。 特に小雨の降る夜にライトアップされる紫陽花の光景は一見の価値があります。写真や動画では伝わりにくいので、是非ご自身の目でご覧いただきたい光景です。

開催期間中にはイベントも多く、郷土芸能として市民と学生による黒羽太鼓・能のお話、愛好者による呈茶、浴衣着付け体験、紫陽花まつり会場周辺等歩行約７kmのハイキング、紫陽花の写真展など盛りだくさんとなっています。また、会場の入り口には味彩通り（アジサイ通り）と称した模擬店が開設され、大田原市の特産品の販売や軽食の提供、那珂川の鮎の塩焼きなど地域に縁のある品々を扱うお店が軒を連ねています。また、城址公園入口には案内所を開設し、ボランティアにより観光案内を行っております。

梅雨の時期に映える紫陽花、雨が降っていれば尚更に楽しめます。今年の開催期間は７月１０日までの為、この記事を目にする頃には開催期間が終わっていると思いますが、来年の梅雨の季節、こちらにくる予定がある方は是非、立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

大田原市観光協会
電話番号　０２８７－５４－１１１０
ＨＰ　http://www.ohtawara.info/index.html

（支局長　熊田慎一）

【宇都宮】

宇都宮資産税税務研究会開催

６月１日（水）宅建協会３階会議室において、第２０回宇都宮資産税税務研究会総会が開催されました。今年で２０年目を迎える資産税税務研究会は、宅建協会県中央支部と行政書士会宇都宮支部で構成された組織であり、会長を手塚理恵宇都宮支部長が、副会長を宅建協会の青木亨氏が務めています。

開会のことばを宅建協会青木亨氏にいただき、会長挨拶、続いて議長が選任され、議案である平成２７年度事業報告及び収支報告並びに平成２８年度事業計画及び予算について可決承認されました。

閉会後には、宇都宮税務署資産課税部門大島様より、消費税の軽減税率制度についてのご説明があり、大変貴重なお話をいただきました。安倍内閣総理大臣は消費税率の１０％への引上げ及び軽減税率制度の導入時期を平成３１年１０月とする旨を表明しましたが、軽減税率の対象となる品目はどのようなものが該当するのかなど、私達が生活していく上でとても大切な情報であり、知識として準備しておく必要があると再確認することができました。　　（支局長　羽石真弓）

支部理事会開催

６月１日（水）１３時から栃木県行政書士会２階会議室において第２回宇都宮支部理事会が開催され、理事全員の出席により定足数に達し直ちに議案審議にはいりました。

会員の親睦を図るための事業の実施については、本会主催の旅行に共催させていただくことが決まり、他にもＢＢＱやボーリング大会等、支部の皆様が親睦を図れる場を計画する予定でおります。

（支局長　羽石真弓）

【那　須】

支部役員会の開催

６月３日（金）午後４時３０分から、那須塩原市にある「桜蘭」にて平成２８年度第二回那須支部役員会を実施しました。参加会員は１２名でした。

議事内容として、平成２８年度支部研修会については本会主催の研修旅行への協賛を推進するこ

と、さらに支部研修会も２回実施することを決定しました。また無料相談会は年５回を計画し、ＰＲ活動については那須支部の３市町への官公署訪問の実施と、那須塩原市役所のモニター広告を検討することになりました。そのほかに親睦事業としてこれまでのボーリングを施設見学に変更する方向で検討することになりました。

上記以外にも会員同士の交流の促進について活発に意見が交わされていました。こういった意見交換の機会を大切にし、積み重ねていくことで那須支部の未来に繋げていきたいと思います。

（支局長　熊田慎一）

無料相談会の実施

６月１８日（土）午前１０時～午後３時まで、那須塩原市にある、いきいきふれあいセンターにて、第１回無料相談会を行いました。参加会員は７名、相談件数は３件でした。相談内容は、相続関連で３件でした。

今回は事前申し込みが２件あり、やはり相続にまつわるものでした。相談内容も専門的かつ高度な内容が見受けられました。これからも相続に関する相談は多くなっていくことが十二分に予想されますので、関連する知識を増やしていく必要性を感じました。

また、行政書士の認知度向上と相談に来られる方の力になれるよう、今年度も無料相談会を定期的に実施していきます。

（支局長　熊田慎一）

【塩　那】

第１回支部役員会開催

塩那支部では、６月１７日（木）に高根沢町において、第１回支部役員会が開催され、今年度の具体的な計画について、下記のとおり行事や日程などを協議しました。

１．支部研修会について
　テーマ：建設業・経審
　講　師：本会に講師派遣依頼
　日　時：８月２０日（土）予定
　会　場：すこやか共生館

２．支部無料相談会
　①第１回　さくら市
　日　時：１０月２２日（土）
　会　場：ゆめ！さくら博
　②第２回　矢板市
　日　時：１１月３日（木・祝）
　会　場：矢板市福祉まつり

３．支部研修旅行について
　行　先：北陸方面
　日　時：１０月１６～１７日予定

なお役員会終了後の懇親会においては、情報交換を行うなど有意義な時間となりました。

（塩那支部　松本智美）

【小　山】

行政書士専門相談会に係る事前説明会

６月２７日（月）午後１時３０分から小山市小山城南市民交流センター（ゆめまち）で行政書士専門相談会に係る事前説明会がありました。

小山支部では小山市、下野市、野木町でそれぞれ月に１度行政書士による無料相談会を行っています。

この説明会では相談会の変更点、注意事項、相談員の担当等の確認をしました。

来季からの変更点として、小山市役所での相談会が月２回になります。また、従来の相談内容に加えて入管関係を追加することとなりました。

入管関係の相談を取り入れるに当たり、ベテランの会員から今後想定されることや、注意するべきことの説明がありました。

支部としての新しい試みを通じて会員全体のスキルアップに繋がればと思います。

（支局長　野村泰紀）

KOMOREBI

木もれび

どうぶつの森

私がよく行くゴルフ練習場の話である。そこはとある駅から近く、工場やスーパーマーケットが立ち並び新幹線の高架も通る集落のはずれにある。市街化が進んでいる場所であるが、一歩集落から出れば、広大な森が広がっている。練習場の脇もすぐ森である。

ある春の晩、練習に訪れた私は、ひとしきり球を打った後、全く成果が出ていないことに気づいた。毎度のことだが、私は練習に来るとただ腹が立って帰るだけなのだ。イライラが頂点に達し思いっきり振りかぶったそのとき、１００ｍほど先にモコモコしたものが３つばかり動いている。

丸々と太ったタヌキの親子が練習場を横切っているではないか。撃ち方をやめて彼らが退場するまで眺めていたのだが、そのあまりにも立派なシッポを見て、怒りが消え失せてしまった。腹を立てずに帰ったのは久しぶりである。

その翌週練習に訪れた。５０球ほど打ってみたが、普段通りへたくそである。憤怒した私は力の限りドライバーを振った。球はすごい勢いで地面を転がった。私は天を仰いだ。

満天の星空を一羽のフクロウが音もなく飛来し、電柱に止まった。初めて飛んでいるフクロウを見た私は、幸せな気分になって帰った。

その翌週も練習場に動物を見に行った。そこそこ大きめの猪がいた。ブヒブヒ言いながら歩いていた。猪はよく見かける。

その後忙しくてなかなか行けなかったのだが、一月ぶりに動物を見に行ってみた。２時間ほど滞在しそろそろ帰る時間だと思っていたら野ウサギがヒョコヒョコ現れた。何十年ぶりかで見た野生のウサギは栗色の毛で美しく、とても喜ばしい体験ができたと思う。

そういえば森では犬や猫といったタウン派の動物はあまり見かけない。現れるのは日本昔話に出てくるような獣たちである。ゴルフ場に現れる獣たちは人間の世界を楽しんでいるように思える。それは市街地のすぐ傍らで、日本古来の獣たちが生きる森が残されているからだと思う。人と獣で上手く棲み分けができているようだ。

え？ゴルフ？上達してるわけないでしょうが。

（栃木支部支局長　綾部一成）

道楽オヤジ倶楽部　その壱

前口上　東西、私こと、街中に育ち、五歳にして『映画』を見始め、溝口健二の「山椒太夫」に怖いながら感動し、以来映画を見続けて六十余年。その上ラジオから流れる『落語』の面白さに目覚め、のめり込む。続いて『歌舞伎』、『文楽』、『音楽・アルゼンチンタンゴ』、『美術関係』『古寺巡り』など道楽の限りを尽くした与太郎と申す者。ここにその道楽の一端をご披露する次第なり。

読者各位には鷹揚にお読みいただき、ご感想など頂戴できればと、伏して願い上げ奉ります。

その為口上。左様。

まず初めは、我々行政書士のルーツを探る落語『代書屋』からご紹介。

落　語　　代　書　屋

ある日のこと、代書屋に一人の男が尋ねてきて「ギレキショを書いて欲しい」とのこと。よくよく聞くと「履歴書」のことで、話を聞いて書き始める。年齢を聞くと二十八だというが、容姿はどう見ても五十前後、話を聞くと、二十年前に死んだ親父が、死に際に「お前ももう二十八だ、しっかりしろ」と言ったからだという。よく考えると年齢は？

そして、生年月日を尋ねると、「旅順陥落から数えて・・」とか、本籍地、現住所、職歴を尋ねるとわからない。生まれたところはと聞き返すと、「家の奥の四畳半」とか、とんちんかんな答えが返ってくる。書いているうちに訂正が多く、「一行抹消」「はいハンコ」などのやりとりとなる。新しいギャグも加えて、噺家各人の演じ方があり面白い。噺の中で、客の話を聞いて苦々しく思いながらも仕事に徹するプロの姿は、我々の先輩として見習うべきところあり。実際に聞いていただいた方が面白い噺です。ギャグ満載大爆笑間違いなし。

「代書屋は、儲かった日も、同じ顔」（四代目桂米團治作）

解説　四代目桂米團治（人間国宝になった桂米朝の師匠で、現在、米朝師の子息が五代目を襲名している）が昭和初期に実際に代書屋をやっていたという実体験からできた噺。時代が無学文盲の多い時代の産物で、馬鹿馬鹿しさが現代との落差を感じさせるところがミソの噺。

私は二代目桂小南師（１９９６年死去）の独演会が、今はない上野の本牧亭であり、その折楽屋にお邪魔してお話しさせていただいた。その時にマクラで「司法書士」とか「行政書士」とか現在の士業について話したいと言われ説明したのだが、高座で「こうせいしょし」と言われてしまった。このときの録音がレコードにそのまま残っている。これも古き思い出である。

広報部ニュース

数年ぶりに会館にツバメが巣をつくりました。
巣の中から、研修会などで会館に出入りする会員さんたちを眺めています。
やさしく見守ってあげてくださいね。

事務局よりお知らせ

8/15(月)16(火)の２日間、
夏季休暇のため、
事務局は閉局となります。
ご迷惑をおかけしますが
宜しくお願い致します。

栃木県行政書士会カレンダー（８月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
2	火	登録説明会	10:00~	総務部
3	水	倫理研修規則に基づく「倫理研修会」	13:30~16:50	総務部
4	木	制度推進部会	10:00~	制度推進部
5	金	総務部会	13:30~	総務部
8	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
10	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		編集会議	13:30~	広報部
		申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
15	月	事務局休暇		
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
16	火	事務局休暇		
17	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着６人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	9:00~12:00	小山支部
18	木	登録説明会	10:00~	総務部
20	土	第２回那須支部無料相談会の開催 （於：西那須野公民館　那須塩原市太夫塚 1-194-78）	10:00~15:00	那須支部
24	水	行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　田村晋也　0285-45-0297）	9:00~12:00	小山支部
25	木	土地利用入門研修会	13:30~15:30	業務第２グループ
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　生田目安夫　0285-52-2350）	9:00~12:00	小山支部
26	金	シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第７回）	13:30~16:40	業務第５グループ
28	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
31	水	[特定行政書士]法定研修①	10:00~15:30	

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
233	H28.6.2	土地の利活用に係る制度への取り組みに関するアンケートの実施について
	H28.6.3	監察案件に係る日行連の対応について

248	H28.6.7	平成 28 年 6 月分会費納入について（お願い）
254	H28.6.7	平成 28 年度行政書士制度 PR ポスターの作成・配付について
256	H28.6.8	平成 28 年度特定行政書士法定研修における開催クールの集約及び会場の変更について
271	H28.6.8	平成 28 年度総務大臣表彰受賞者の決定について
294	H28.6.17	職務上請求書の適正な管理及び使用について
301	H28.6.17	マイナンバー制度対応に係る日行連関係規則改正について
306	H28.6.23	「森林の土地の所有者となった旨の届出制度」について（周知協力）
332	H28.6.30	行政書士申請取次実務研修会効果測定結果に基づく基準未到達者の取扱いについて
333	H28.6.30	平成 28 年度定時総会の議事結果について

農地転用等に係る許可申請受付の締切日変更について ～宇都宮市農業委員会より～

宇都宮市農業委員会では、農地転用等に係る許可申請（非農地証明等を含む）受付の締切日は毎月１５日でしたが、本年より施行の改正農地法に対応するため、平成２８年８月受付分から締切日を月末（その日が閉庁日にあたる場合は、その前の開庁日）に変更になります。

なお、平成２８年８月につきましては、２回締切日（従来の１５日、月末の３１日）を設け、対応しています。（どちらも締切日から６週間以内の標準処理期間となっております。）

農地法第３条の規定による許可申請書及び農地転用届出書の様式の一部変更について（お知らせ） ～佐野市農業委員会より～

平成２８年４月から、農地法及び農地法施行令の改正により、次の申請書等について様式が一部変更となりました。

なお、旧様式で申請、届出されたものにつきましては、佐野市農業委員事務局で修正の対応をしております。

様式変更の申請書、届出書
「農地法第３条の規定による許可申請書（その３）」
「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書」
「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書」

※新様式につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」にてご覧いただけます。

森林の土地の所有者となった旨の届出制度について
～林野庁より～

標記の件について、日行連経由、林野庁より林野庁より周知依頼が届いております。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

平成２８年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼に関するお願いについて
～日行連より～

厚生労働省より、「毎月勤労統計調査」（ 統計法に基づく基幹統計調査）に関して会員周知依頼がございました。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

政連だより

平成２８年度第２回幹事会開催

６月１６日（木）行政書士会館会議室にて、平成２８年度第２回幹事会が開催された。幹事３５名中出席者は３２名。

青木勇夫栃木県行政書士政治連盟会長のあいさつの後、栃木県行政書士議員連盟の石渡丈夫元小山市議会議長、諏訪利夫元宇都宮市議会議長、土方美代小山市議会議員、宮澤昭夫元矢板市議会議員、山ノ井一男元西方町議会議員、による来賓のあいさつの後、日本行政書士政治連盟手塚理恵幹事により連盟の近況が報告されたのち、議案審議となった。

上程された議案は次のとおり。

《議案》
議案第１号　平成２８年度運動計画について
手塚幹事長より、定期大会で承認された運動を方針推進し運動の課題をクリアしていくために幹事全員で活動していく旨の報告があり、可決承認された。

《報告事項》
・日本行政書士政治連盟の近況について
・日本行政書士政治連盟定期大会の対応について

《議員連盟との意見交換会》
栃木県行政書士議員連盟内人事や協力会員要件について、本来は別団体であるが、表裏一体の組織であることから幹事会においても参考として意見が交換された。

（広報部　松本智美）

「上野みちこ 宇都宮地区後援会 みちネット総決起大会」に参加して

去る６月２日（木）午後７時から宇都宮市の栃木県総合文化センター大ホールで行われた標記の会合に手塚理恵幹事長と出席して参りました。大ホール一杯の参加者で１，６００人という数でありました。

先ず、来賓挨拶は船田元衆議院議員から始まり、山口恒夫公明党県本部代表、高橋克法参議院議員、五月女裕久彦県議会議長、髙橋文吉県議、佐藤栄一宇都宮市長、鎌倉三郎宇都宮市議員団代表の順番でありました。

中央からの来賓として、馳浩文部科学大臣が駆け付け、「私と同じ教師出身の上野議員は長年教育に携わってきた。こういう人こそ大臣になってもらったり、党の看板を背負ってもらいたい」と挨拶をされました。

続いて上野みち子参議院議員からは「人作りの原点は教育にある。私はこの教育の再生と現政権が掲げる新たな成長戦略でもある一億総活躍社会の実現にも尽力していきたいので、皆様方のお力をお借りしたい」との挨拶をされました。

ここに福田富一知事が公務の合い間を縫って駆け付け、「栃木県の発展にも、更に上野みち子参議院議員の圧倒的勝利にも参加者のご支援を賜わりたい」との挨拶が加わり、みちネット坂入道子代表の発声によるガンバロー三唱で、午後８時５分閉会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

「自民党　各種団体会議」に出席して

去る６月１４日（火）午後１時３０分から、宇都宮市の護国会館で行われた標記の会合に出席しました。

会議内容は６月２２日公示、７月１０日投票で執行される第２４回参議院議員選挙での上野みち子党公認候補者への更なる支持・支援が主でありました。参加者は約８０団体で１００人ほどでありました。

開会のあと、茂木敏充県連代表から「上野みち子参議院議員は６年前に議席を与えてもらった。この議席を守り、栃木のためそして各種団体の皆様の要望実現のためにも、上野みち子議員に引き続き活躍の場を与えて欲しい」との挨拶がありました。

続いて、佐藤勉衆議院議員、簗和生衆議院議員、高橋克法参議院議員、そしてみちネット坂入道子代表の挨拶がありました。

そして、主催者側から「選挙権が１８歳以上に引き下げられたために無党派層に浸透しないといけない。県内においても選挙熱の低さが危惧されているが、この件についても是非ご協力願いたい」とのお話が加わり、午後２時５分散会しました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

「横松盛人議員生活１０年の会」に出席して

６月１８日（土）ホテルニューイタヤにおいて、標記の会が開催された。来賓として、船田元衆議院議員、上野みち子参議院議員、高橋克法参議院議員他、多くの仲間の議員が出席された。

ご本人はあいさつの中で「お祝いの会ではありません。１０年の活動について、色々ご指摘を頂きたい」と話された。長く中学校教師として教育現場に携わった経験から、教育環境について熱く語られたのが、印象的であった。

（栃木県行政書士政治連盟幹事長　手塚理恵）

自動車車庫証明申請センター運営協議会定期総会開催

６月２５日（土）、ホテルニューイタヤにおいて、自動車車庫証明申請センター運営協議会の定期総会が開催されました。田代副会長の司会のもと、皆川黒磯センター長の開会の言葉で始まり、宮嶋会長の挨拶の後、栃木県行政書士会横山会長からご祝辞をいただきました。

議事は前年度事業報告・決算、今年度事業計画・予算等が滞りなく承認可決され、藤森那須中央センター長が閉会を宣し総会は終了しました。

この後、懇親会が開催されご来賓の方々からご祝辞をいただき、和やかな時間を過ごしました。

（運協副会長　小林幸雄）

「第２７回全国女性行政書士交流会ｉｎおきなわ」に出席して

沖縄女性行政書士（水玉の会）のご尽力により、４月３日（日）～４日（月）に那覇市において開催された。栃木会からは宇都宮支部の嶋崎チイ子、山本昭子、手塚理恵３名の会員が参加した。浦崎唯昭副知事、城間幹子那覇市長、遠田和夫日行連会長、島袋英光沖縄県行政書士会会長にご臨席頂いた。

会員による事例発表、講演、観光と盛りだくさんであった。今回のテーマの１つ「ゆいまーる（助け合い）」は、沖縄の人々が現在でも経済的に、支え合っている習慣である。素晴らしい自然に恵まれながらも、沖縄の厳しい生活環境を認識した旅であった。

第27回全国女性行政書士 交流会 in おきなわ 2016年4月3日 於：ANAクラウンプラザ沖縄ハーバービュー

（宇都宮支部　手塚理恵）

〈広告〉

日行連公式キャラクター

ユキマサくんが「ゆるキャラグランプリ２０１６」にエントリー！！

ゆるキャラグランプリへの投票は７月２２日（金）～１０月２４日（金）までの期間、パソコン・携帯電話・タブレット等の各端末から、１メールアドレスごとに１日１回投票できます（初回のみメールアドレスとパスワードの設定が必要です）。ご家族やクライアントの皆様と、投票期間内は毎日ユキマサくんへの投票をお願いします。

行政書士が国民の皆様に寄り添い、日々のお困りごとをご相談いただける身近な街の法律家であることや、行政手続のスペシャリストとして行政と国民の皆様の架け橋となる資格者であることについて、広く知っていただくための行政書士制度ＰＲ活動に向けて、ユキマサくんも気合い十分ですが、会員の皆様のご協力も不可欠です。

検索サイトで検索

ゆるキャラ　ユキマサくん　検　索

第６回　愛好会ゴルフコンペ開催のご案内

発起人　青木勇夫

毎年９月に開催しております行政書士ゴルフ愛好会のコンペを本年も開催致します。

今年は昨年の参加者の意向も踏まえ、６回目にして初めて日曜日の開催で企画しました。これまでの平日の開催では参加できなかった方は、是非ともお申し込みください。

愛好会とはいえ、ゴルフ好きの集まりですので、行政書士会の会員の方、ご家族の方、補助者の方、どなたでも参加できます。お誘い合わせの上お気軽にお申し込み下さい。

１．開催日時　平成 28 年 9 月 4 日（日）8 時 40 分（現地集合）
２．開催場所　喜連川カントリークラブ（さくら市穂積 533-1）矢板 IC から 17 ｷﾛ
３．参加費用　10,200 円（コンペ代 1,000 円、プレー代・昼食代・税等 9,200 円）＊セルフプレー
４．競技方法　1 ラウンド・新ペリア方式（トリプルボギーカット、上限ハンデ 36）
５．表　　彰　優勝、準優勝、３位、飛び賞、ブービー賞、ドラコン賞、ニアピン賞、参加賞
６．申込方法　事務局・大塚宛に電話でお申し込み下さい（8 月 26 日締め切り）。
（事務局電話番号：028－635－1411）（組合せ等は参加者に後日連絡致します）

～暴力団等排除対策委員会より（周知）～

暴力団等排除対策委員会から、会員の皆様が不当勢力とのトラブルに巻き込まれたり、もしくは不当勢力とのトラブルを未然に防ぐための対策を顧客や企業から求められたりした際の参考として、暴力団排除条項と表明・確約書の例を掲載します。

暴力団排除条項とは、企業が取引に関する契約書や取引約款、規約等の中に“暴力団等反社会的勢力とは契約しない”旨を、または契約後に“相手が暴力団等反社会的勢力と判明した場合”や“相手が不当要求行為を行った場合”には契約解除する旨を盛り込んだ条項のことをいい、これらの内容を契約書に導入することで、契約時に契約相手をけん制し、偽装契約を抑制する効果があります。

暴力団等排除条項の参考例

第○条　反社会的勢力の排除

1　甲は、乙（乙が法人である場合は、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

①　暴力団
②　暴力団員
③　暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
④　暴力団準構成員
⑤　暴力団関係企業
⑥　総会屋等
⑦　社会運動等標ぼうゴロ
⑧　特殊知能暴力集団
⑨　その他前各号に準ずる者

2　甲は、乙（乙が法人である場合は、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

①　反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
②　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
③　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
④　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
⑤　その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

①　暴力的な要求行為
②　法的な責任を超えた不当な要求行為
③　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④　風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
⑤　その他前各号に準ずる行為

4　甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

さらに、暴力団排除条項に加えて表明・確約書の作成・提出を求めることは契約時の確認、事後の処理に極めて有効です。

表明・確約書とは、契約する際に、相手方から自分は「暴力団等反社会的勢力ではないこと」などを表明させ、これに「違背した場合」や「虚偽の申告をした場合」には「無催促で解約に応じ」、「これによって生じた損害を自分の責任とする」ことを確約させる文書のことです。

作成に当たっては、単に、文書末尾に署名押印を求めるだけでなく、記載内容を「理解して同意したかどうかの意思表示」をさせ、そのことを「相手方自身の行為（挙動）によって記録に残す」ことが重要なポイントとなりますので、項目ごとに署名者本人に直接表明、確約（いたします・いたしません）の記載を求めるか、不動文字を丸で囲む方法をとることが重要です。

表明・確約書の参考例

○○株式会社
代表取締役　　殿

○○株式会社
住所
代表者氏名　　生年月日

1　私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約（　**いたします　・　いたしません**　）。
　①　暴力団
　②　暴力団員
　③　暴力団準構成員
　④　暴力団関係企業
　⑤　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
　⑥　暴力団員でなくなってから５年を経過しない者
　⑦　その他前各号に準ずる者

2　私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約（　**いたします　・　いたしません**　）。
　①　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
　②　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
　③　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
　④　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
　⑤　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3　私〔当社〕は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約（　**いたします　・　いたしません**　）。
　①　暴力的な要求行為
　②　法的な責任を超えた不当な要求行為
　③　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
　④　風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
　⑤　その他前各号に準ずる行為

平成　　年　　月　　日　　署名　　印

※１から３までの各項目末尾の（**いたします・いたしません**）は、必ず署名者本人がどちらかを○で囲んでください。

〔参考文献〕「暴力団の介入を防止するために（４訂版）」（反社会的勢力対策研究センター　編著）

研修詳細

倫理研修規則に基づく「倫理研修会」開催のお知らせ

総務部主催

※6月号にも掲載しております。

平成２５年に設置された倫理研修規則に基づく「倫理研修会」を下記の要領で開催します。

会員は“倫理研修を受講するよう努めなければならない。また、初回受講後は５年毎に研修を受講するよう努めなければならない。”と規則で規定されておりますので、昨年度までに開催した倫理研修を受講されていない会員は、今回の研修に参加されるようお願い致します。

また、“新規登録会員は、その登録の日の属する年度の研修を受講するように努めなければならない。”という規定もありますので、今年度登録された方もお申込みをお願い致します。

○開催日時

平成２８年８月３日（水）午後１３：３０～１６：５０（受付１３：００～）。

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○対 象 者

会　員（補助者の方は受講出来ません。）

○講師・内容

講　師	内　容	時　間
岡井正樹　行政書士	コンプライアンスについて	１３：３０～１４：３０
金敷　裕　行政書士	職務上請求書について	１４：４０～１５：４０
青木裕一　行政書士	業際について	１５：５０～１６：５０

○受 講 料

無　料

○締め切り

７月２９日（金）

※ 全講義受講された方のみ、受講したものと認めます。

研修詳細

国際業務相談事例・入管基礎研修会

業務部　第４グループ主催

○開催日時　平成２８年８月１７日（水）１３：３０～

○開催場所　栃木県行政書士会館２階

○研修内容　実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。
基礎と実例を一度に学ぶことができます。

○対 象 者　会　　員（補助者の方は受講出来ません。）

○受 講 料　無　　料

○締　　切　８月１０日（水）

研修詳細

シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第7回）

業務部　第５グループ主催

契約書作成のための民法を学ぶシリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」第７回目のご案内です。
第４回からの各論「俺の」シリーズも佳境。実務的な講義は契約の奥深さが満載です。これまで受けていない方も、契約書の作成をやったことが無い方も、多くの発見があること間違いなし。

○開催日時　平成２８年８月２６日（金）１３：３０～１６：４０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
契約書作成のための民法を学ぶシリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」
第７回『「俺の」消費貸借②、使用貸借』
○対 象 者　会員、補助者
○講　　師　行政書士　松岡英彦
○受 講 料　５００円（各回５００円かかります）
○テキスト　５００円（既に購入されている方は申込み不要です）
○締め切り　８月２３日（火）
○その他　受講者は六法を用意してください。（スマホやタブレットでの閲覧でも可）

※全１０回ですが、興味のある内容の回だけ受講されても構いません。
※受講の申込みは、各回ごとにお願いします。
※全１０回のカリキュラムは会報・平成２７年１２月号、１７ページをご参照ください。

研修詳細

「中小・小規模企業支援業務」をやってみよう

業務部　第３グループ主催

○開催日時　平成２８年９月６日（火）１３：３０～１６：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
中小・小規模企業支援業務に関する、フリートーキング形式の情報交換を目的とした研修会です。
参加者同士が実際の経験に基づく生の情報を交換し合い、業務の発展に繋げましょう。
今後、行政・商工会・金融機関等による中小・小規模企業支援施策等がより活発に展開されていくと考えられます。私達も積極的に取り組んでいきましょう。

※　経験豊富な会員からの貴重な話も聞けます。

・行政書士が係る中小企業支援業務にはどんなものがあるの？
・実際に他の会員はどんな業務を行っているの？
・業務の具体的な内容は？業務の進め方は？
・報酬はどのくらい？
・業際問題は？他士業との連携の仕方は？

等々聞けるかも。

○対 象 者　会　員（補助者の方は受講できません。）
○受 講 料　無　料
○締め切り　９月１日（木）

研修詳細

土地利用入門研修会

業務部　第２グループ主催

○開催日時　平成２８年８月２５日（木）１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　業務受任の注意、開発行為・農地転用など一連の流れと開発行為の初歩を学びます。
○対　　象　行政書士、補助者
○講　　師　行政書士　佐藤栄一
○受 講 料　５００円
○テキスト
「栃木県開発許可事務の手引き（平成 27 年４ 月）」栃木県県土整備部発行をご用意下さい。
この手引きは、栃木県庁県民プラザや、地方合同庁舎の生協売店でも有償頒布されている他、県土整備部のホームページからダウンロードできます。
平成２８年４月１日改正に係る手引きの新旧対照表は当日配布します。
○締め切り　８月１９日（金）

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
8/3	倫理研修規則に基づく「倫理研修会」開催のお知らせ	無料	7/29	会員	補助者	—	—
8/17	国際業務相談事例・入管基礎研修会	無料	8/10	会員	補助者	—	—
8/25	土地利用入門研修会	500 円	8/19	会員	補助者	—	—
8/26	シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第7回）	500 円	8/23	会員	補助者	(500 円)	—
9/6	「中小・小規模企業支援業務」をやってみよう	無料	9/1	会員	補助者	—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

〈広告〉

経営状況分析申請 お急ぎの場合でも料金一律！

分析手数料 13,000円(税込)

※郵送料（簡易書留郵便：450円～720円）不要！

◎ 資料が揃っていれば、即日審査も可能！（お急ぎの場合はご相談ください）

◎ 経審制度の解説や評点アップセミナーも開催！

◎「親切」・「正確」・「スピーディー」がモットーの分析機関！

Net-Core
国土交通省登録経営状況分析機関（登録第8号）

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成28年6月30日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 福田　保	H28.6.1	321-0169	行政書士福田保事務所 宇都宮市八千代1-14-22	028-659-1422	
	宇都宮 尾呂　祥一	H28.6.1	321-0169	尾呂行政書士事務所 宇都宮市八千代1-14-22	028-659-1422	
	佐　野 木村　二雄	H28.6.15	327-0044	行政書士木村二雄事務所 佐野市下羽田町2001-3	0283-20-6106	

【退　会】栗林康二会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
那　須	栗林　康二	H28.5.7	死　亡				

広報部より

「橋の上、玉屋玉屋の声ばかり、何故に鍵屋と言わぬ情なし」

夏の風物詩、花火大会が各地で開催されます。浴衣掛けで、夕涼みにお出かけになるのも一興でしょう。

本年は猛暑になるとのこと、暑さ対策を十分にお出かけ下さい。

くれぐれも熱中症などにお気をつけ下さい。御身ご大切に、ご自愛ください。

（広報部　小室明男）

行政書士とちぎ7月号 №475

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

平成28年7月15日発行
第475号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は頼れる街の法律家

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations.
栃木県行政書士会

後援:総務省
栃木県

がんばろう日本！がんばろう東北！

平成27年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター

電話無料相談（月～金　9:00 ～ 17:00　年末年始・祝祭日除く）

028-638-0919（まるくいく）

マスコットキャラクター アドちゃん